

新旧対照表（抄）

○幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則

改正後	現 行
<p>(人事交流等により異動した場合)</p> <p>第8条 人事交流等により引き続いて職員となった者の号給が、第4条第3項及び第4項の規定による場合には他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得て定める基準に基づき、その者の号給を決定することができる。</p> <p><u>附 則</u> <u>この規則は、平成29年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(人事交流により異動した場合)</p> <p>第8条 人事交流により引き続いて職員となった者の号給が、第4条第3項及び第4項の規定による場合には他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得て定める基準に基づき、その者の号給を決定することができる。</p>